

アメリカザリガニの規制適用除外について(案)

資料3別紙

	飼養等 ^{※1}		輸入	譲渡し等		放出
	※1 飼養等とは、飼養、栽培、保管又は運搬を指す。					
特定外来生物 (現行)	<p style="text-align: center;">×</p> (許可者のみ○ ^{※2} 。飼養等基準を満たすこと) ※2学術研究、展示、教育、生業の維持等の目的で許可を受けた場合。生業の維持目的での許可は指定前から営まれていた業活動に限られる。愛がん・鑑賞目的での許可は指定前から飼養等されていた個体に限られる。		<p style="text-align: center;">×</p> (飼養等の許可者のみ○)	<p style="text-align: center;">×</p> (飼養等の許可者間で許可の数量の範囲内ならば○ ^{※4}) ※4愛がん目的での許可者が譲受ける場合は除く。		<p style="text-align: center;">×</p> (許可者のみ○ ^{※7}) ※7許可の目的は、防除の推進に資する学術研究の目的に限る。
アメリカザリガニ	販売・頒布 ^{※3} の目的	その他の目的	<p style="text-align: center;">×</p> (飼養等の許可者のみ○)	販売・購入・頒布の目的	その他の目的 ^{※6}	<p style="text-align: center;">×</p> (許可者のみ○ ^{※7})
	<p style="text-align: center;">×</p> (許可者のみ○。飼養等基準を満たすこと) ※3商業的目的での繁殖を行う場合は、生きていない状態での販売・頒布を含む。	<p style="text-align: center;">○</p> (許可不要。ただし、業として行う場合は飼養等基準を遵守する場合に限る)		<p style="text-align: center;">×</p> (飼養等の許可者間で許可の数量の範囲内ならば○ ^{※5}) ※5卸売業者が水族館に販売するケース等を想定。	<p style="text-align: center;">○</p> ※6無償譲渡を想定。	
該当条項	第4条 (飼養等の禁止)		第7条 (輸入の禁止)	第8条 (譲渡し等の禁止)		第9条 (放出の禁止)

※外来生物法に基づく防除に係る捕獲等や放出等、省令で定める場合は上記の限りではない。